

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月 4日

水戸地方裁判所土浦支部

裁判所書記官 田 村 祐 人

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月28日から 令和 7年12月 5日まで
開札期日	日 時 令和 7年12月12日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所土浦支部
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月 9日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所土浦支部
特別売却 実施期間	令和 7年12月15日から 令和 7年12月16日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 ただし、特別売却は金銭又は執行裁判所が相当と認める有価証券
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月 4日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、入札期間及び特別売却実施期間の最終日は午後5時までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 950, 000 2, 360, 000	一括	590, 000	37, 648	0
1	1, 860, 000				
2	1, 090, 000				

物 件 目 録

1 所 在 石岡市小幡字下宿

地 番 3 2 1 0 番 4

地 目 宅地

地 積 5 9 8. 2 1 平方メートル

2 所 在 石岡市小幡字下宿 3 2 1 0 番地 4、3 2 1 0 番地 1

家屋 番号 3 2 1 0 番 4

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 9 8. 2 6 平方メートル
2 階 2 8. 9 8 平方メートル

(現況)

所 在 石岡市小幡字下宿 3 2 1 0 番地 4

物 件 明 細 書

令和 7年 9月30日

水戸地方裁判所土浦支部

裁判所書記官 田 村 祐 人

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地と売却対象外の土地（地番：3210番1）の一部が一体として利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 石岡市小幡字下宿
地 番 3 2 1 0 番 4
地 目 宅地
地 積 5 9 8 . 2 1 平方メートル
- 2 所 在 石岡市小幡字下宿 3 2 1 0 番地 4、3 2 1 0 番地 1
家屋 番号 3 2 1 0 番 4
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 9 8 . 2 6 平方メートル
2 階 2 8 . 9 8 平方メートル
(現況)
所 在 石岡市小幡字下宿 3 2 1 0 番地 4

令和 7 年（ヌ）第 3 号
令和 7 年 3 月 6 日受理
令和 **7** 年 **4** 月**18**日提出
（評価人 河村直行）

現況調査報告書

水戸地方裁判所土浦支部
執行官 粉 川 宗 尚

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 石岡市小幡字下宿 |
| | 地 番 | 3 2 1 0 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 9 8 . 2 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 石岡市小幡字下宿 3 2 1 0 番地 4、3 2 1 0 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 3 2 1 0 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 9 8 . 2 6 平方メートル
2 階 2 8 . 9 8 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 物件 の土地は公衆用道路として使用されている。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	自動車修理の作業場として利用されている工作物2基が存在するが、現地概測の結果、そのうちの一つの下屋が隣地(3210-1)に越境して設置されている模様であった。 そこで、この点につき本件所有者に確認したところ、目的外土地が自己所有物であるため、本件土地・目的外土地間の境界を特に意識することなく前記下屋を設置した旨の陳述があった。		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物)。 ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	1. 1階階段付近廊下の床が緩く、ぐにやぐにやとたわむ。 2. 1階天井に一部雨染みのような変色が認められる。		
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (本件所有者)	1 本物件に (は), (1) 所有者が使用しています。 (2) 建物の一部 (風呂場など。) にリフォーム工事を行いました が, 新築以降の増改築などはありません。 (3) 第三者の所有する建物や工作物の類はありません。 ただし, 本件土地にある作業場 (工作物と認定) 2 基の うち, 1 基の下屋が隣地である 3210-1 に越境しているのでは ないかとの御指摘を受けましたが, 同土地も私の所有であるた め, 両土地間の境界を特別意識したことはなく, 本件土地と 一体的に利用しているのです。 (4) 境界争いなど隣地との紛争はありません。 しかし, 経緯や時期は不明ですが, 公共水道管が本件土地南 側隣地下を通して当家まで引き込まれています (ただし, 現 在は井戸水を利用しており, 公共水道は止めているとのこ と。) (5) 特別気になる故障不具合はありません。 (6) 不自然死などの事件事故や産廃の投棄・埋設はありません。 2 私は, 本件土地上で自動車修理業を営んでいますが, 関係諸法令 を遵守して作業していますし, 環境に配慮した塗料を積極的に使 うなどしていますので, 土壌汚染の心配はないはずです。 【現地録取要旨】

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

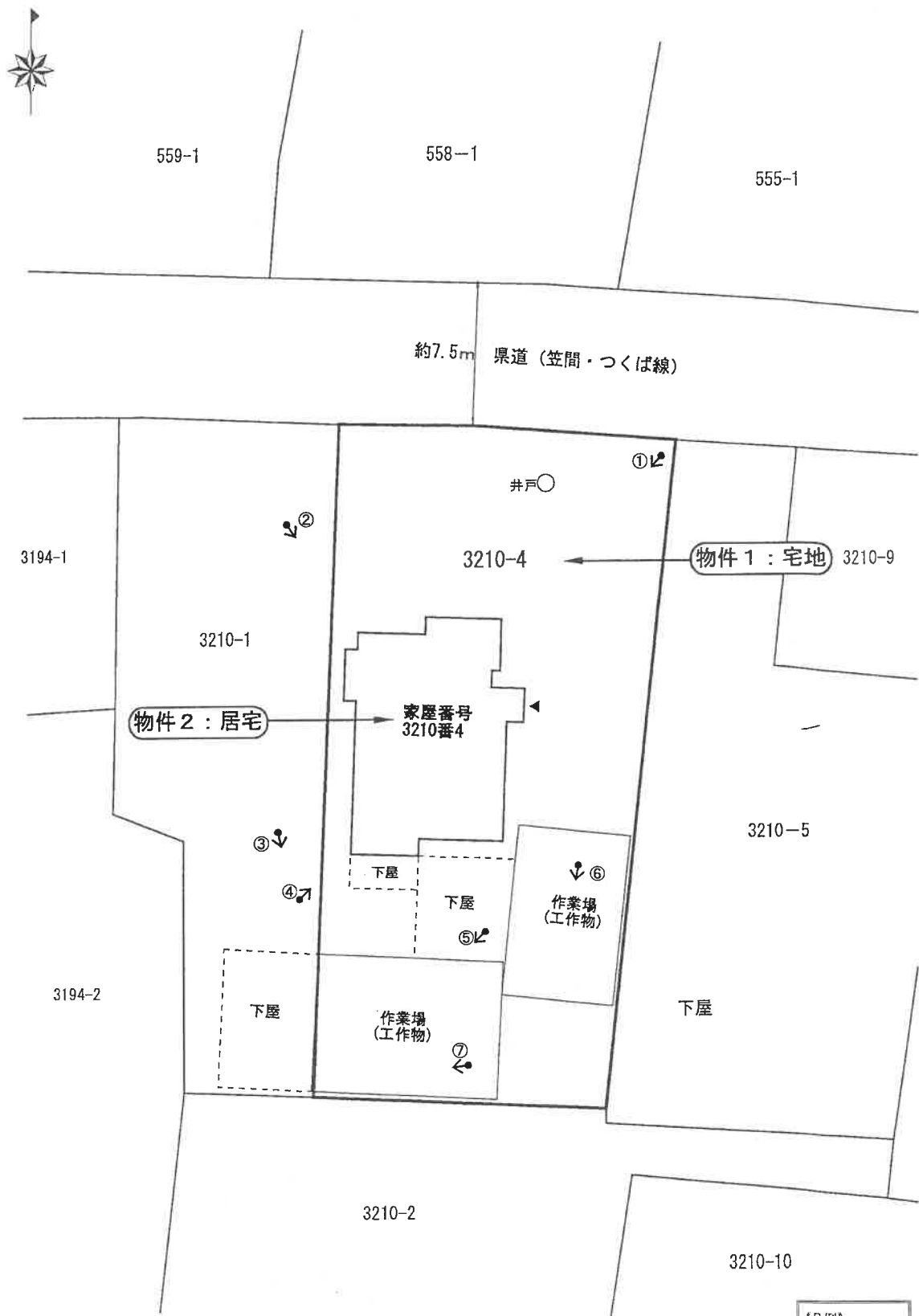
執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地・建物の占有状況については、所有者の陳述及び上記現場の状況等を考慮して、2枚目記載のとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年3月6日(木)	当 庁	役場(所)照会(照会書郵送)
令和7年4月3日(月)	当 庁	所有者照会(照会書郵送)
令和7年4月4日(金) 9:30-9:45	物件所在地	物件確認 占有調査 図面作成・写真撮影 ☐ 債務者・ ☐ 所有者・ ☐ から聴取
令和7年4月9日(水) 9:50-10:45	物件所在地	立入調査 占有調査 図面作成・写真撮影 ☐ 債務者・ ☒ 所有者・ ☐ から聴取 評価人同行
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)



※この図面は現地概測等により作成した概略図であり、
境界を確定した実測図ではありません。

《凡例》
撮影方向:
写真番号: ①

1F

玄関

出窓

和室 (6帖)

ホール

UP

洋室

洋室

押入

仏間

物入

押入

押入

床の間

物入

廊下

洗面脱衣所

WC

浴室

土間

和室 (6帖)

DK

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

1F

洋室 収納 廊下 洋室 収納

⑭ ⑮

DN



写真番号: ①

写真1



写真2





写真3

隣地に越境
していると
みられる下
屋



写真4

写真5



写真6



写真7



写真8





写真9

天井に多数のシミ跡が認められる。



写真10

写真11



写真12



写真13



写真14

天井のシミ
跡



写真15



令和7年（ヌ）第 3 号
令和7年 3月 6日 受 命
令和7年 4月 9日 現地調査
令和7年 4月16日 評 価
令和7年 4月17日 提 出

水戸地方裁判所土浦支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

河 村 直 行 印

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 2,950,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 1,860,000 円
物件 2 (建物)	金 1,090,000 円

- 1 一括価格は、物件 1 及び 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 (土地)の内訳価格は物件 2 (建物)のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 (建物)の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	次頁物件目録記載のとおり	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	次頁物件目録記載のとおり	特記事項参照
番号	特記事項		
2	「現況の所在」石岡市小幡字下宿3210番地4		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 石岡市小幡字下宿 |
| | 地 番 | 3 2 1 0 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 9 8 . 2 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 石岡市小幡字下宿 3 2 1 0 番地 4、3 2 1 0 番地 1 |
| | 家屋番号 | 3 2 1 0 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 9 8 . 2 6 平方メートル
2 階 2 8 . 9 8 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	最 寄 り 鉄 道 駅：ＪＲ東日本・常磐線 「石岡」 駅 駅からの方向・距離：西 方へ 約 15 km（道路距離） 最 寄 り バス 停 留 所：関鉄バス「小幡下宿」 停留所 西方 約70m	
付 近 の 状 況	県道沿い及びその背後に住宅、事業所等が見られる既成住宅地域。 今後、格別の変動要因はない。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制 を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ペ い 率 容 積 率 その他の規制	非線引都市計画区域 用途地域の指定なし 60% 200% 特になし
画 地 条 件 (形状・規模等)	間口約18m、奥行約36m、規模 598.21㎡(登記地積)のほぼ長方形地。 北側で幅員約7.5mの県道に接面し、道路とほぼ等高、地勢は概ね平坦。 土地の形状・接道状況等は概ね添付の「土地建物位置関係図」のとおり であり、現況地積は登記地積と概ね一致する。	
接 面 道 路 の 状 況	道 路 の 種 別 ： 県道（建築基準法第42条第1項第1号道路）	
	幅 員 ・ 系 統 ： 約 7.5 m 系統及び連続性は普通程度	
	舗 装 の 有 無 ： アスファルト舗装有り	
	側道・背面道 ： なし	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 ： あり（引込なし） ガ ス 配 管 ： なし 下 水 道 ： あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込が可能な状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。 「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、官公庁での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土地の利用状況等	物件2建物（居宅）の敷地として利用されているほか、南側は工作物（作業場）が設けられており、その敷地として利用されている。 土地上の建物等の配置状況は添付の土地建物位置関係図を参照。	
特 記 事 項	① 西側隣地（地番 3210番1、所有者は本件土地と同一）と一体利用されており、本件土地上に存する工作物（作業場）の下屋が当該隣地に越境している模様である。（土地建物位置関係図参照） ② 土地上に井戸が存する。（土地建物位置関係図参照）	

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日：昭和50年11月 4日新築（登記記載） 経 過 年 数：約49.5年 経済的残存耐用年数： 0年（経済的耐用年数満了）
仕 様	構 造：木造瓦葺2階建 屋 根：陶器瓦 外 壁：カラー鉄板貼、一部、モルタル塗 等 内 壁：プリント合板貼、ジュラク壁、クロス貼 等 天 井：クロス貼、化粧合板貼 等 床 ：木質フローリング、畳、塩ビシート貼 等 設 備：給排水、電気 等 その他：下屋あり
床面積（現況）	1 階 98.26㎡ 2 階 28.98㎡ 延127.24㎡ ※登記記録と一致
現 況 用 途 等	階 層：地上2階建 現況用途：居宅 間 取 り：概ね添付の建物間取略図のとおり
品 等	使用資材：普通程度 施 工：普通程度
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	本件所有者が居宅として占有している。 詳細は現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	建築後約49年以上が経過しており、壁面のひび割れ等の経年劣化（自然損耗）のほか、建物内部は全体的に腐朽・損傷箇所が多く、全体的に老朽化が著しく、今後、居住用建物として継続して利用するためには相応の補修等を要する状態にあり、その他の故障・不具合箇所は現況調査報告書記載のとおり。 なお、目視不可能な瑕疵の詳細は専門調査機関による詳細調査を行わないと確定できず、付帯設備は動作確認ができないため、その作動の可否等は不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ
1	7,620	1.000	598.21	0.900	4,100,000

ア 標準画地価格

評価対象地と類似する利用価値を有すると認められる地価公示標準地又は地価調査基準地から比準して次のとおり査定した。

【 地価調査基準地：石岡－4 】

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $3,730 \text{ 円/㎡} \times 100.0/100 \times 100/102.0 \times 100/48.0 = 7,620 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率（±0.0％）である。

◇標準化補正：角地 ＋2.0％（1.020）

◇地 域 格 差：公示地等と対象地が所在する地域の街路、接近性、環境等の品等比較

街路条件	交通接近条件	環境条件	行政的条件	その他条件	総合（相乗積）
0.800	1.000	0.600	1.000	1.000	0.480

イ 個 別 格 差：格差を生ずる増減価要因なし ±0.0％（1.000）

ウ 地 積：登記数量（地積）を採用

エ 建 付 減 価：地上建物は老朽化しており、建物と敷地との適応の状態等を考慮し、所要の建付減価を行った。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現 況 延 床 面 積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格(円) ア×イ×ウ
2	180,000	127.24	0.0050	110,000

ア 再 調 達 原 価：建物本体に加えて内外部附帯設備・その他外部従物の新規調達原価を含む

イ 現況延床面積：登記床面積を採用

ウ 現価率

経過年数：49.5年、経済的残存耐用年数：0年（経済的耐用年数満了）、残価率：1.0％とした定額法による現価率※（0.0100）と観察減価率による補正（対象建物の現況状態、保守管理状態、中古建物の市場性等を総合的に勘案し、減価率を－50％と査定）を併用して下記のとおり査定した。

・現価率： $0.0100 \times (1 - 0.50) = 0.0050$

※ $1 - (1 - R) \times n / N$ {R：残価率 n：経過年数 N：耐用年数（経過年数＋残存耐用年数）}

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件 番号	建 付 地 価 格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	4,100,000	0.35	法定地上権	1,440,000

イ 土地利用権等割合

物件2(建物)の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修 正 ウ	市 場 性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	4,100,000	-1,440,000	—	1.00	0.70	1,860,000
2	110,000	+1,440,000	1.00	1.00	0.70	1,090,000
一 括 価 格 (合計)						2,950,000

ウ 占有減価修正：(物件2：建物)減価の必要なし。

エ 市場性修正：市場性修正を要する状況及び要因等はない。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第 6 参考価格資料

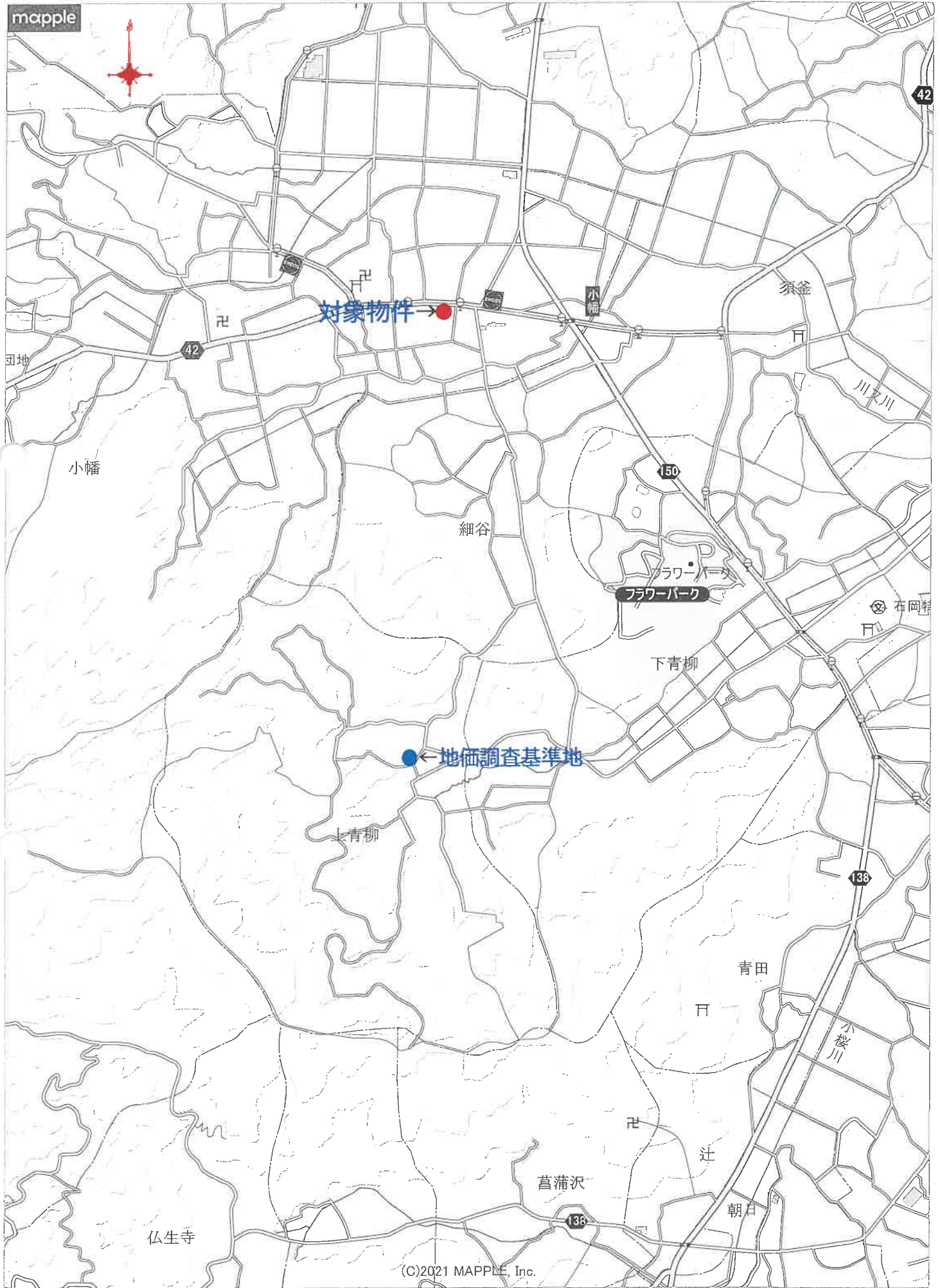
- 1 地価調査基準地：石岡－ 4
所 在：石岡市上青柳字稲荷下515番1
価 格：3,730円／㎡
位 置：J R 常磐線「石岡」駅 13km
価 格 時 点：令和 6 年 7 月 1 日
地 積：1,470㎡
供給処理施設：水道
接 面 街 路：南東側 4 m 市道、南西 側道（角地）
用 途 指 定 等：非線引都市計画区域（建ぺい率：60%，容積率：200%）
地 域 の 概 要：農家住宅が散在する小規模な農家集落地域

第 7 附属資料の表示

- 1 物 件 位 置 図
- 2 周 辺 見 取 図
- 3 公 図 写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取略図

以 上

物件位置図



1 : 20,000 相当

(株)マップル/スーパーマップル・デジタル

(C)2021 MAPPLE, Inc.

(縮尺 1:20,000)

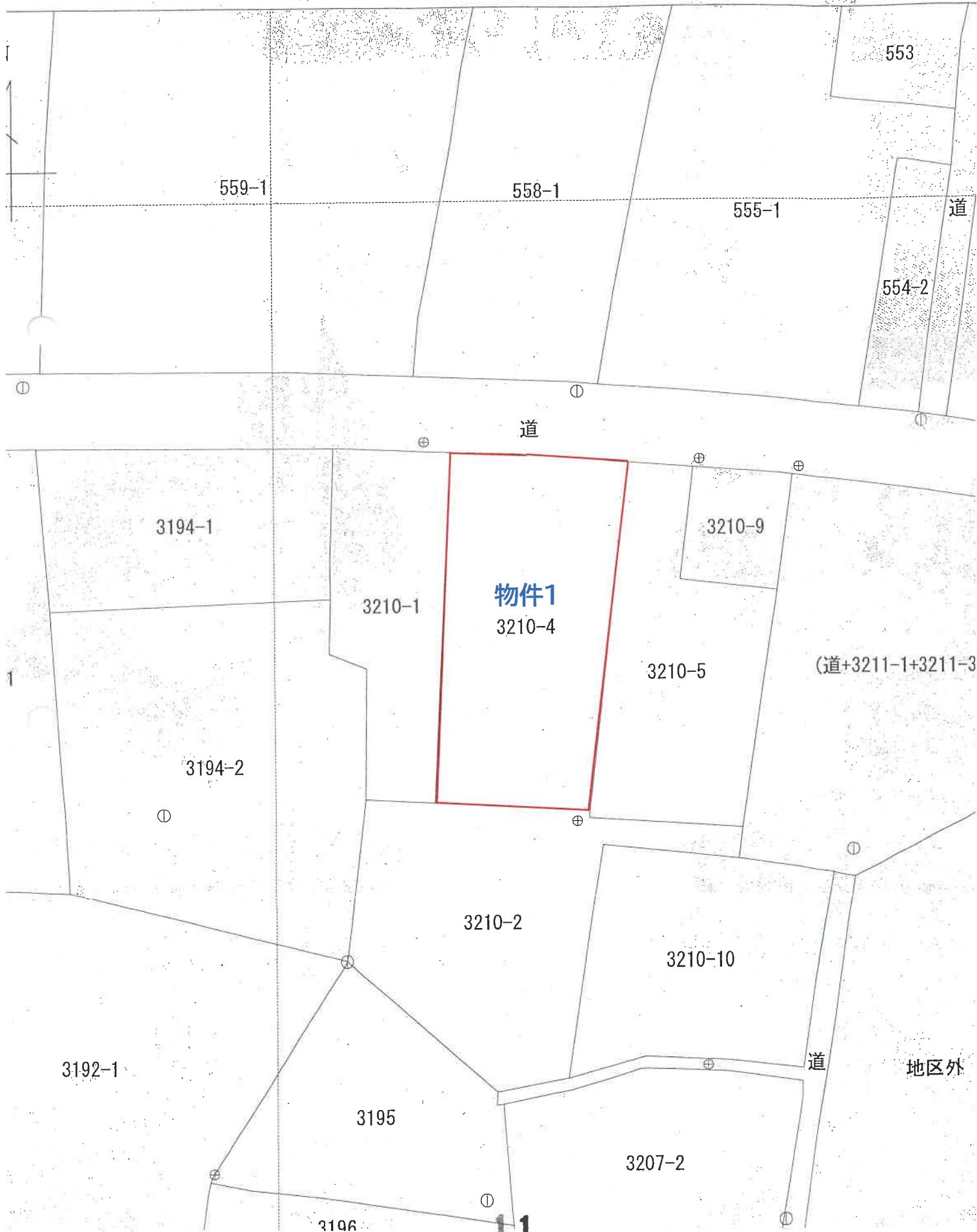
地図上の1センチは 約 200 メートル

印刷中心は 東経 140度 9分38秒 北緯 36度12分36秒



(縮尺 1:500)

(座標値種別：図上)



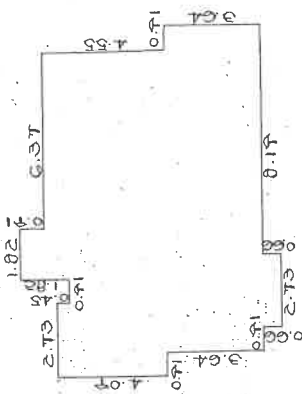
登記年月日：昭和50年11月10日

整理番号 017401 017401

家屋番号 3210-4

建物の所在 新治郡八幡町小幡字下宿3210番地4, 3210番地11,

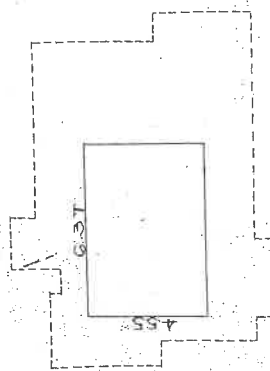
石岡市 宅階平面図



求積表

1.82	X	0.71	=	1.6562
0.17	X	0.71	=	7.4529
2.73	X	0.45	=	1.2285
11.03	X	3.64	=	43.0612
11.03	X	3.64	=	43.0612
2.73	X	0.66	=	1.8018
床面積				102.2610
床面積				102.2610

貳階平面図



求積表

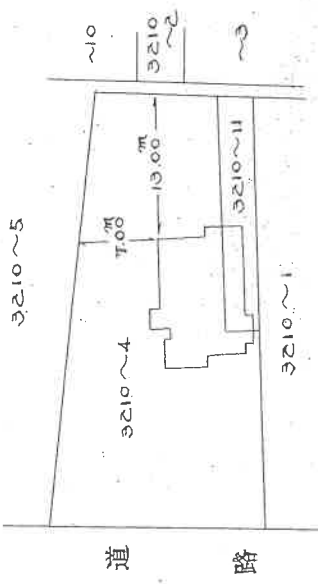
6.37	X	4.55	=	29.1805
床面積				29.1805

縮尺 1/200 1/500

(茨城土地家屋調査士会 用紙)

5.50.11.18

物件2(建物)

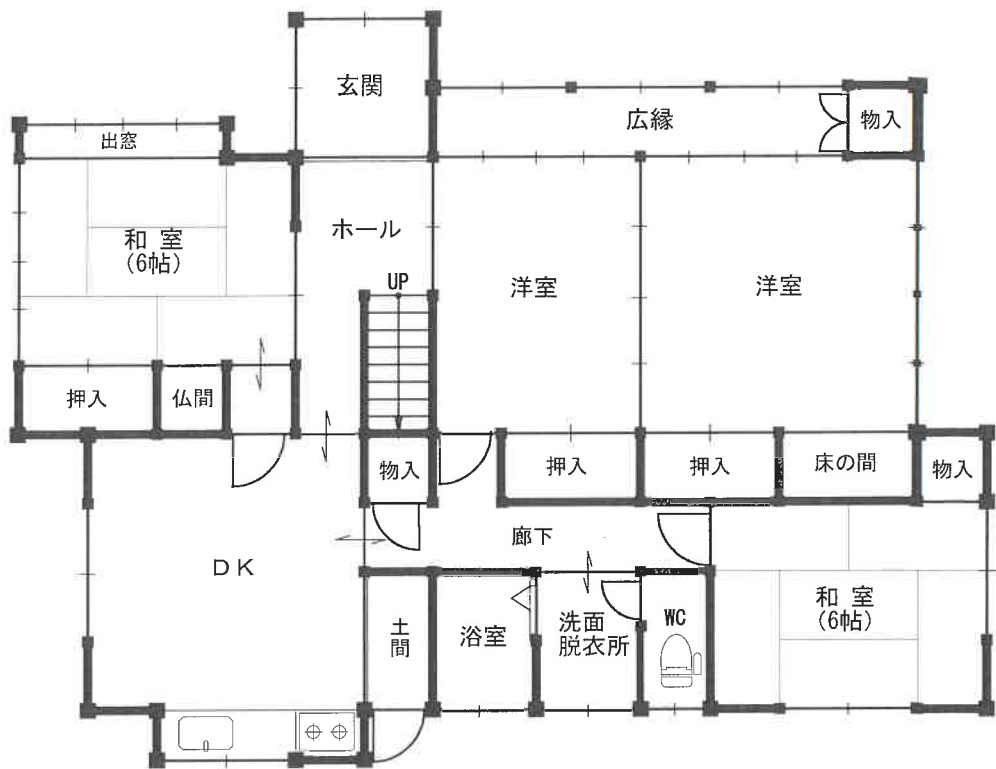




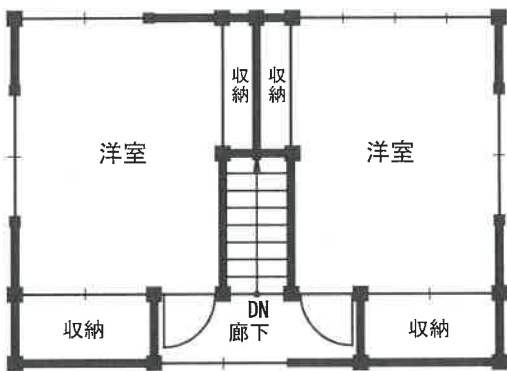
※この図面は現地概測等により作成した概略図であり、
境界を確定した実測図ではありません。

建物間取略図
物件番号2: 居宅

【1階】床面積：98.26㎡（登記）



【2階】床面積：28.98㎡（登記）



※この図面は間取りの概略を示すものであり、一部、現況と異なる場合があります。

縮尺 約 1 : 100